審判員規程

特定非営利活動法人
日本パラ・パワーリフティング連盟

（目的）

第1条　この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下JPPF）の審判員に関する資格並びに派遣に係わる基本事項を定めるものである。

（事業）

第2条　JPPFは、IPC派遣以外の競技会において、強化委員会規定に従って、適切な資格と資質を有する審判員を選出し、派遣するものとする。

（１）パラリンピックはIPCから指名された審判を派遣する

（２）アジアパラリンピックにはIPCから指名された審判員を派遣する。

（３）世界選手権並びにそれと同等の国際大会には、IPCから指名された審判を派遣する。

（４）日本選手権、その他JPPF主催競技会には、強化委員会規定に従って選考された審判員を派遣する。

（５）その他のJPPFが認める国内大会には、開催県の要請に従い、強化委員会規定に従って選考された審判員を派遣する。

（審判員の選出）

第3条　JPPFが派遣する審判員の決定は、当該年度の審判登録を行っている者とし、以下の手順に従うものとする。

（１）IPC公認審判員は、当該年度のIPC並びにJPPF審判員登録をしていること。

（２）各種国際大会では、IPC指名に従うものとする。

（３）各種国内大会では強化委員会規定に従って選出された審判員が審判を務めるものとする。

（規程の変更）

第４条　この規程は総会の議決によって変更する事が出来る。

付則

１．この規程は2014年4月1日から施行する。

２．2014年10月30付で名称を特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（ＪＰＰＦ）と改称する。